

物資事業の手数料率(立替金利率)が 引き上げられます



物資事業の割賦手数料率は、財政融資資金利率に応じて変動することとされています。

また、物資事業は、貸付事業と同様に共済年金の原資である長期給付積立金の一部を管理・運用する預託金管理(年金)経理から借り入れた資金により行われており、現在進められている被用者年金の一元化により、長期給付積立金が、厚生年金の積立金との共通の財源として位置づけられることから、預託金管理経理の余裕金を物資経理等へ貸し付ける場合の利率が、総務省通知により引き上げられました。

これにより平成20年1月から貸付事業の貸付利率は引き上げられ、物資事業の手数料率につきましても、現在物資事業を利用されている償還中の方を含め、2.5%、3.0%、3.5%の3段階の基準表を3.0%、3.5%の2段階の手数料率に改定することにより引き上げが行われましたが、経過措置として、財政融資資金利率が2.25%以下であれば現行の2.5%の基準表を適用することとしたため、実質的な手数料率の引き上げはありませんでした。

しかしながら、この経過措置は平成20

年6月30日までとされ、平成20年7月1日からは預託金管理経理からの借入れ利率が更に引き上げられることから、物資事業の手数料率の引き上げを余儀なくされております。

手数料率の引き上げに併せて物資事業の見直しも行い、償還方法を現行のアドオン方式から、貸付事業と同様の貸付方式(元利均等償還)へ移行することを検討しています。

引き上げ後の償還額及び詳細については、改めてお知らせする予定です。

償還方法	利息相当部分	元金相当部分
アドオン方式	決定時に割賦手数料率をかけて算出し、均等割で償還する。	均等割りで償還し、初回に利息相当部分も含めて端数調整を行う。
貸付方式 (元利均等償還)	毎月前月末未償還元金に対し、月利で利息計算し償還する。	利息部分と合わせた毎月償還額は定額で、償還額から利息を差し引いた額を元金として償還し、端数調整は最終回に行う。

年金加入記録のお知らせ (公務員共済ねんきん特別便)

を送付します

市町村の共済組合においても年金制度に対する理解と信頼の向上のため社会保険庁と同様に、共済年金に係る年金加入記録について年金加入記録のお知らせ(公務員共済ねんきん特別便)によりお知らせします。

ただし、平成20年4月1日以降の新規組合員及び平成9年1月以前に退職された方で、その後組合員となっていない方は除きます。

送付時期

(1) 年金受給権者
4月中旬頃

(2) 組合員及び組合員であった方
6月中旬頃

送付方法

(1) 年金受給権者及び組合員であった方
あつた方
連合会から直接本人へ郵送
します。

(2) 組合員
各構成組合・所属所経由で
本人へ配布します。

お知らせの内容

- (1) 平成20年3月31日現在の共済組合制度の年金加入記録
- (2) 共済組合で把握している基礎年金番号

送付対象者となる方

すべての年金受給権者、組合員及び組合員であった方に送付します。

ねんきん特別便の目的

共済組合で管理している公務員の加入期間で、共済年金の算定基礎となる期間と基礎年金番号の確認を目的としています。